

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状

静岡8区 おちあい勝二

1、情報コミュニケーション法の制定についての見解

今年1月に批准された障害者権利条約第2条、第19条、第21条、「改正」障害者基本法などにもとづけば、すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための情報・コミュニケーション法の制定は当然です。特に昨今の災害の中での情報・コミュニケーションの重要性はいうまでもありません。

法制化の検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは、障害者運動が切り開いてきた制度改革の流れをいっそうすすめるものです。国が実践の先頭にたつべきです。

2、「手話言語法(仮称)」の制定について

手話は言語のひとつであり、手話の獲得を保障して、自由に手話が使え環境を整えることは重要です。手話言語法の制定の実現に向けて、聴覚障害者のみなさんとともに運動をすすめていきます。日本共産党は自治体の「手話」についての条例の採択、地方議会の意見書採択に賛同してきました。

3、聴覚障害認定の基準について

聴覚障害者の手帳取得のための障害認定基準はあまりにも厳しすぎるもので、WHO基準並みに、幅広く認定できるようにすべきです。聴覚障害の認定の制度改善をすすめることは、高齢者も増えている中で、必要としているすべての人に福祉利用を保障していくことにつながります。

4、手話通訳士の身分保障について

手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は、一刻も早くすすめるべきではありません。手話通訳士の養成を確実にすすめるためにも、自治体が直接正規職員として雇用することをはじめ公的責任の発揮で正規雇用がおこなわれるようにします。

5、手話通訳制度における資格について

手話通訳士を国家資格へ格上げし、それに見合った待遇改善をおこなうべきです。

6、採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

障害者権利条約が批准されたもとでは、条約の水準であらゆる施策の見直しが必要です。障害者雇用促進法は、求人や採用などを、障害を理由に不当な差別的あつかいをしてはならないとしており、それに沿って障害者の適切な方法をとることが明記されるべきです。

7、聴覚障害者福祉施策について、貴党が特にとりくみたいとされていること

障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」を制定します。手話言語法の制定を求めます。

アクセシブルな情報通信技術（ITC）の調達を政府に義務づけるとともに、「新技術」の開発段階からの障害者の参加保障を求めます。

参政権を保障するため手話や字幕をすべての政権放送に義務づけます。

以上